

## ご利用案内

# 令和5年度東海市雨水貯留浸透施設設置費補助制度について

### 1 制度の目的

雨水貯留浸透施設を設置するものに対し、補助金を交付することにより、豪雨時の雨水流出の抑制、雨水の有効利用に寄与することを目的とするものです。

### 2 補助を受けることができる方

市税の滞納がなく、市内の建物に付随して雨水貯留浸透施設を設置される方。

### 3 補助対象工事・補助額

- ⊙ 工事着手前に補助申請を提出し、市の内定を受けたものであること。
- ⊖ 補助を受けた年度内に完了できるものであること。

完了とは、補助金交付対象工事が完全に終了し、工事代金の支払が済んだときで、完了届の添付書類として領収書の写しが必要となります。

- ・ 雨水貯留浸透施設の内容及び補助金の額は、裏面の別表のとおり。  
(別表の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。なお、補助金の交付の合計額は、1棟につき15万円を上限とします。)

### 4 申し込み

補助金の申し込みは、工事着手前に補助金交付申請書に必要書類を添付し、東海市役所下水道課（5階）に提出してください。（郵送での受付は行いません。）

「東海市雨水貯留浸透施設設置費補助金 手続きの流れ」・・・別紙のとおり

### 5 その他

雨水貯留浸透施設を設置した後は、適正な維持管理に努め、5年間は活用してください。

### 6 問合せ先

東海市役所下水道課（5階）

電話 052-603-2211又は0562-33-1111

別表（第3条、第4条関係）

施設名	内 容	補助金の額
⊕ 浄化槽転用貯留槽	既設の浄化槽を加工等実施し、転用するもの	1基当たり75,000円 又は転用費用の2分の1の価格のいずれか低い額
㊦ 貯留槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
・ 地下貯留槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
－ 地下貯留浸透槽	80リットル以上の貯留容量のもの	設置費用の2分の1の額
＋ 浸透枳	内幅及び内径が各20センチメートル以上で、枳材は透水性の材料とし、地中部分は外面から10センチメートル以上の部分を20ミリメートル以上40ミリメートル以下の粒径の碎石で覆い、碎石外面に透水シートを設置し、枳底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの	1基当たり7,000円
⚙ 浸透管	呼び内径10センチメートル以上で、管材は透水性の材料とし、管の外面から10センチメートル以上の部分を20ミリメートル以上40ミリメートル以下の粒径の碎石で覆い、碎石の外面に透水シート、管の底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの	1メートル（10センチメートル未満の端数は切り捨てる。）当たり 3,000円
… その他	⊕～⚙までの施設と同等の効果があると市長が認めるもの	⊕～⚙までの施設の補助金の額に相当する額